

# 新型コロナウイルス感染症の重点医療機関等 における設備整備の支援

資料 1

重点医療機関（新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設置する医療機関）等に対して、新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備整備の支援を行います。

## 対象機関

重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関

※「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関」とは、対外式膜型人工肺や人工呼吸器を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患者等の治療を行う医療機関であって、整備対象設備を組み合わせて様々な容態の患者に対して効果的な治療を行う医療機関をいいます。

## 補助対象経費及び上限額

（補助対象）重点医療機関等が行う高度医療向け設備整備費

対象整備機器	上限額（1台当たり）
ア）超音波画像診断装置	11,000 千円
イ）血液浄化装置	6,600 千円
ウ）気管支鏡	5,500 千円
エ）CT撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む）	66,000 千円
オ）生体情報モニタ	1,100 千円
カ）分娩監視装置	2,200 千円
キ）新生児モニタ	1,100 千円

■お問合せ先

長崎県 福祉保健部医療政策課 地域医療班  
TEL 095-895-2461